

福島県建設技術協会事務処理規程
助成金交付要領

第1 主旨

本要領は、各方部が主催又は共催する事業等に対する助成金の交付にあたり、助成金の適用範囲を定めるものである。

第2 助成金

1. 方部助成金

① 建設技術の向上

1) 所内(管内)講習会、現場見学会等の実施

会場使用料、飲み物(500ml程度のお茶など)
外部講師旅費・報償費(必要に応じ昼食代1,000円程度を別途支給)
※福島県旅費条例、予算基準単価表(財政課)に準拠
交通費(現場移動のためのバス(レンタル料))

2) 他県先進地視察

手土産(社会通念上相当と認められるもの)

② 建設行政に関する宣伝啓発

1) イベント経費

地域イベントにおける写真、パネル展示、パンフレット作成等にかかる費用

その他の雑品(社会通念上相当と認められるもの)

③ 会員相互の親睦及び厚生

1) スポーツ大会の実施、参加

会場使用料、大会参加費用、保険加入料

2) 地域イベント参加

参加費用

3) 上記1),2)参加時の飲み物(アルコールを除く)、軽食(650円まで、超える場合は自腹)、その他の雑品(社会通念上相当と認められるもの)

④ その他、事業部長が助成金の交付が適正と認めるもの

2. 文化事業方部助成金

① 地域貢献を目的とした事業及び奉仕活動

1) 清掃活動等

ゴミ袋、軍手、飲み物、保険加入料

2) その他雑品(社会通念上相当と認められるもの)

第3 助成対象

会員、準会員が参加する事業。

※「③ 会員相互の親睦及び厚生」について、非会員（会員の家族等も含む）は助成の対象外とし、非会員と混成になる場合は、掛かった費用に対し会員、準会員分のみを申請すること。

第4 留意事項

本要領の規定にない活動等で助成金の交付を受けたい場合は、事前に福島県建設技術協会事業部へ相談すること。

第5 適用

本要領は令和4年7月26日より適用する。